

NO
マタハラ!

NO
セクハラ!

NO
パワハラ!



みんなまで

ハラスメント

NO

パワハラ防止措置が全企業に義務化されます。

2020年6月からパワハラ防止措置が義務化。2022年4月から中小企業も含め全面施行となります。

NO
ハラスメント
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 NOハラスメント



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。